

社会福祉法人経営者のための

ハートフル・ウェルフェア

(心から豊かになる社会福祉)

岡税務労務会計事務所

TEL 092-851-3689

FAX 092-851-7403

社会福祉法人経営者のための経営学

自己評価票を重視する

1. 2000 年 4 月の介護保険制度の施行以降、痴呆ケアの切り札として注目を集めているグループホーム。特別養護老人ホームなどの介護保険施設の不足を補う役割も担い、指定事業所数は 2000 年 3 月末時点の約 260 ケ所から、2004 年 11 月末現在には約 6000 ケ所に急増した。ただ、グループホームは外部の目が行き届きにくい環境に陥りがちだ。
2. そこで、厚生労働省は 2002 年 10 月から、すべてのグループホームを対象とした第三者評価制度をスタートさせた。制度導入時の経過措置として、2004 年 9 月末までに開設した施設は、2004 年度末までに評価を 1 回受ければよいが、2005 年度からは年 1 回の受審が全施設に義務づけられ、評価制度が本格的に実施される。
3. 第三者評価のメインとなるのは、調査員による訪問調査だ。ただ、事前に提出する書類の中にも評価の重要な材料となるものが多い。中でも自己評価票は、調査員が訪問調査と合わせて重視する資料であると同時に、事業者になっても評価結果と照らし合わせて、自らの欠点を浮き彫りにする効果的なツールとなる。

(参考:「日経ヘルスケア 21」2005 年 1 月号)

社会福祉法人経営者のための危機管理

総合的なリスク管理

1. 福祉施設において、予防的措置と事後的措置の双方から、リスクをマネジメントする必要がある。しかし、福祉施設においては、公的なシステムであるため、あらかじめ契約書でリスクを軽減しておくなどの、予防的措置が取れないことが多いことに注意すべきである。
2. したがって、福祉施設におけるリスクに対する予防的措置の範囲は、介護事故の場合を除いて、おのずと限定されている。それは福祉サービスが、国民の生存権保障の一環として、効率性と採算性のみが重視されてはならないということの現れでもある。そうだとすると、福祉施設におけるリスクマネジメントは、個別的なリスク管理だけではなく、総合的なリスク管理として行わなければならない。

(参考:平田厚「リスクマネジメント」: 全国社会福祉協議会)

行政からの情報

要介護者の分類を 6 区分から 8 区分へ

1. 厚生労働省は、2006 年 4 月の介護保険制度改正の審議が一段落したのを受けて、「介護保険制度改革の全体像」と題した資料をまとめた。その中で、新・予防給付制度の導入に伴って要介護度の分類を見直すことを示した。
2. 具体的には、要介護の分類を現行の 6 区分から 8 区分にする。これまでの要支援を「要支援 1」と「準要介護」に、要支援 1 を「要支援 2」と「要介護 1」に分類。このうち要支援 1 と 2 は、筋肉トレーニングや栄養改善といった介護予防サービスの利用対象とし、訪問介護などの従来のサービスの給付対象から外すことになる。(2004 年 12 月 24 日 現在)

古典に学ぶ

不知の人は道理も利害も知らず

「学問・知識のない人は、正しい道理を知ることができないばかりでなく、正しい利害についてもみきわめることができない。したがって、仁義にそむき、欲深く乱暴な行為をしてとどまることがない。だからその結果は、家を没落させ、我が身を滅ぼしてしまう」

(参考: 貝原益軒「慎思録」: 講談社学術文庫)